



# 2019年度 第2回 たまさきゼミナール

## 働き方改革セミナー ～同一労働、同一賃金について考える～

こんな会社様におすすめ！

- ✓「同一労働同一賃金」ってよくわからない
- ✓まだ何も手を付けていないけど大丈夫だろうか
- ✓短時間でサクッと教えて欲しい
- ✓ラフな雰囲気勉強したい

昨年6月に働き方改革関連法が成立し、関連する省令や指針が発表されました。その中の目玉のひとつ「同一労働同一賃金」については、パートタイム労働法、労働契約法が改正され新たに「パートタイム・有期雇用労働法」が、大企業は2020年4月、中小企業は2021年4月から施行されます。また、昨年末には政府から「ガイドライン」が発表され、同一労働、同一賃金実現に向け、いよいよ本腰が入ってきた感があります。そこで、今回は、今から準備すべきことを中心に考えてみたいと思います。

### ゼミナール内容

- ◆そもそも同一労働・同一賃金って何？
- ◆ガイドラインの内容について
- ◆均衡待遇と均等待遇のちがい
- ◆説明義務の拡大
- ◆何から手を付けようか      ほか



たまさき社労士事務所

日時 : 平成31年 4月19日 (金) 14:00～15:30  
 場所 : たまさき社労士事務所 ミーティングスペース  
 住所 : 広島市中区寺町5-27 パークヒルズ城南2F  
 費用 : 顧問先様2名様まで無料 (左記以外: 1,000円税込み)

たまさきゼミナールとは・・・

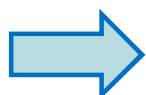
たまさき社労士事務所が顧問先様へ労務管理お役立ち情報をご提供する顧問先企業様向けの勉強会です。

お問合せは・・・ たまさき社労士事務所 TEL 082-275-4770 まで

御社名

お名前

メールアドレス



このまま 082-275-4780 へFAXしてください！